

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市に所在するB会社（以下「会社」という。）に雇用され、土工として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、C会社が元請事業場として施工するD新設工事の現場から、会社へ帰社途中に追突事故を起こした。請求人は、E救急センターに救急搬送され、「頸椎捻挫、頭部打撲、胸部打撲傷、腰椎捻挫、左手擦過創」と診断されて同年〇月〇日まで入院し、自宅での静養後、同月〇日にF病院へ転医し加療を行った。

請求人は、上記受傷は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に同月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は同年平〇月〇日までの間の休業補償給付を支給したが、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの31日分については、医師の管理下における休業であるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間について、医師の管理下における休業とは認められないとして、同期間の休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法による休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に支給されるものであり、この場合の「療養のため労働することができない」とは、業務上の負傷又は疾病のために医師から安静を命じられた場合、医師から就労を禁止・制限された場合等医師が治療上の目的から諸般の指示を行い、労働者がその指示に従うことによって労働することができない場合又は医師の治療を受けるために通院することによって労働することができない場合を意味するものと解されている。

(2) 請求人は、休業補償給付を請求している全期間について、G医師の管理下にあったと主張しているが、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、休業補償給付請求書に同年〇月〇日から同年〇月〇日までの60日間休業が必要と認めた理由について、「請求人からの申告に基づいて〇月〇日に『〇月〇日まで休業』との記載をしたと考えられます。(経緯についての記憶がさだかではありません。)」と述べ、さらに、同年〇月〇日受診時における指示内容について、診断書に同年〇月〇日までの休業を要する見込みと記載したが、次回受診指示はしなかった旨述べており、同医師は同年平〇月〇日以降休業を必要としているものの、その所見からは、医学的根拠は見いだせない。

(3) しかしながら、平成〇年〇月〇日に転医したG病院の診療録をみると、平成

○年○月○日に、「天気によって頭痛がしたり、嘔気が出たりする」、「腰が動けないことがある」、「腰椎MRI：L3／4椎間板ヘルニアあり」、「腰椎捻挫でヘルニア出たか」、「コルセットして安静に」との記載が認められ、腰椎捻挫によりL3／4椎間板ヘルニアが出現した可能性について述べていることが確認できる。

また、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「(請求人は、)平成○年○月○日G病院を受診し、精査を受けた。」、「(診療録には、)詳細な他覚症状が記載されており、X線検査、MRI検査が施行されており、腰椎MRIにおいてはL3／4において椎間板の変性と後方への膨隆がみられ、椎間板ヘルニアの状態と考えられ、腰痛や下肢痛の存在を証明していると言える。さらに、G病院においては、その後保存的な治療が施行され、この時点では休業が必要な状態であると言える。従って、外傷時点よりG病院での治療中の期間については休業が必要であると考えられる。F病院での受診日、受診回数が少ないことについては、むしろ医療側に問題があり、十分な受診指示がおこなわれなかったことが原因であると考えられる。」と意見している。

当審査会としては、G病院診療録やH医師の意見書等から総合的に判断すると、請求人のF病院での受診日、受診回数が少ないことは、F病院医師から十分な受診指示が行われなかったことが原因であって、請求人が自己判断で受診を中止し自宅静養を行ったとは言えず、平成○年○月○日以降、G病院で保存的な治療が施行されていることから、同年○月○日の受傷時からG病院での治療中の期間における請求人の状態は、医師の管理下において客観的に療養のために休業を必要とするものであったと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、平成○年○月○日から同年○月○日までの間において医師の管理下における休業であるとは認められないとして監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。